

公法 一 新 規 則

一、本會の宗旨を廣し月給金を増徴せしむる事
 二、本會の事務を整理し月給金を増徴せしむる事
 三、本會の事務を整理し月給金を増徴せしむる事
 四、本會の事務を整理し月給金を増徴せしむる事
 五、本會の事務を整理し月給金を増徴せしむる事
 六、本會の事務を整理し月給金を増徴せしむる事
 七、本會の事務を整理し月給金を増徴せしむる事
 八、本會の事務を整理し月給金を増徴せしむる事
 九、本會の事務を整理し月給金を増徴せしむる事
 十、本會の事務を整理し月給金を増徴せしむる事

1229

本會の事務を整理し月給金を増徴せしむる事
 本會の事務を整理し月給金を増徴せしむる事
 本會の事務を整理し月給金を増徴せしむる事
 本會の事務を整理し月給金を増徴せしむる事
 本會の事務を整理し月給金を増徴せしむる事

由發大 臣 安 道 謙 藏 殿
 本會の事務を整理し月給金を増徴せしむる事

讀賣新聞安井出張所事務會議一開スル件 (第二報)
 既報標記事務會議前報後、状況左記ノ如シ

一 事業主側

事業主ハ、以東新聞販賣組合ノ態度ヲ得テ、幾度ニ何等支障ナリ
 障シテ、態度極メテ強硬ニシテ、事業主トノ交渉ヲ拒絶シ、高上議
 事スル意圖アリ、別紙印刷物ヲ讀者ニ配布セリ、尙事務會議員全在